

生活困窮者自立支援制度における 都道府県担当職員の役割

厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課生活困窮者自立支援室長

唐木 啓介

目次

- 1 生活困窮者自立支援制度の経緯とめざす目標と基本理念
- 2 生活困窮者自立支援制度の概要
- 3 都道府県の役割及び市町村への支援
- 4 人材養成研修
- 5 地域共生社会の推進

生活困窮者自立支援制度の経緯と めざす目標と基本理念

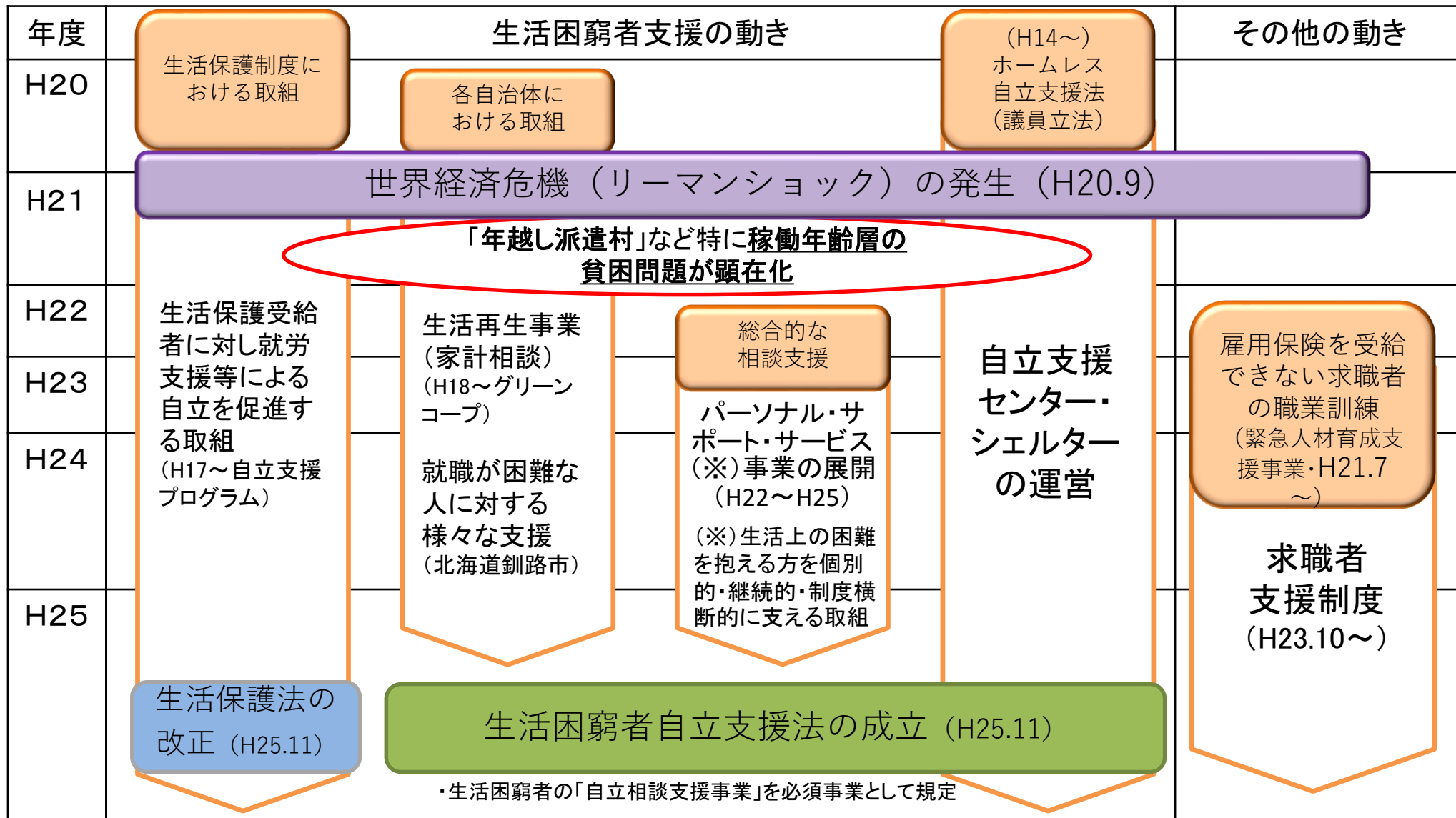
ひと、くらし、みらいのために



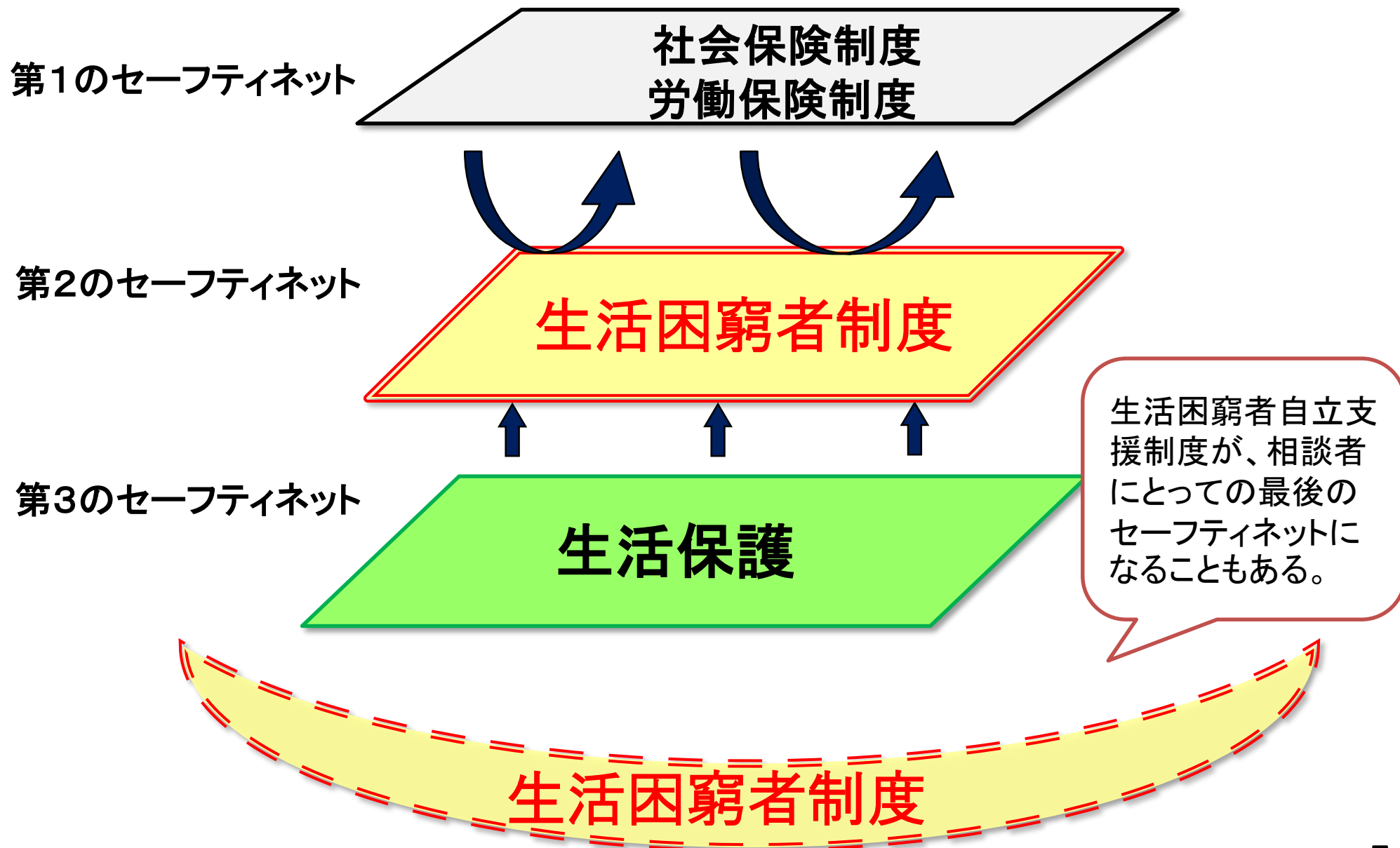
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

- ① 都道府県担当者が生活困窮者自立支援制度を理解し、自分の役割を認識する。
- ② 都道府県担当者が関係機関、関係機関とネットワークを組み、課題が共有できる体制を整えられるようになる。
- ③ 都道府県担当者が管内の自治体の状況を把握し、適切な情報発信やスーパーバイズが行えるような体制を整えられるようになる。
- ④ 都道府県担当者どうしが他の都道府県担当者と情報交換ができるようになる。

生活困窮者支援の経緯



H27.4 生活困窮者自立支援法の施行



「生活困窮者」とは？

1. 法の対象となる「生活困窮者」とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第3条第1項)。

2. その上で、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。

※ また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、

- ・ 対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮するとともに、
- ・ 地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、孤立状態の解消などにも配慮することが重要。

3. 一方、自立相談支援機関での対応可能な範囲を超えないよう、支援は当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要。

相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援。

また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。

生活困窮者自立支援法の主な対象者

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応する必要がある。

※それぞれは重複もある

フリーランス

解雇等にあった
非正規労働者

福祉事務所来訪者の
うち生活保護に
至らない者

約30万人(H29・厚生労働省
推計)

ホームレス

約0.3万人(R2・ホームレスの
実態に関する全国調査)

経済・生活問題を
原因とする自殺者

約0.3万人(R2・自殺統計)

離職期間
1年以上の
長期失業者

約53万人(R1・労
働力調査)

ひきこもり状態に
ある人

・15～39歳までの者 約18万人
(H27・内閣府推計による「狭義
のひきこもり」)

・40～64歳までの者 約37万人
(H30・内閣府推計による「狭義
のひきこもり」)

個人事業主

(参考)住居確保給付金
の受給者のうち「自営」
の割合:21.8%(※1)

スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども

約10万人(H29)

社会的孤立

(参考) 5.1%(※2)

税や各種料金の滞納者、多重債務者等

地方税滞納率 0.7%(R1・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約245万世帯
(R1・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者約121
万人(R1.6末現在・(株)日本信用情報機構統計データ)

外国籍

見え
にくい

既に
顕在化

(※1)令和2年度居住支援の強化に向けた調査研究報告書(全国居住支援法人協議会)において、2020年5月に住居確保給付金の支給決定した者から抽出した1257人のうち「主たる生計維持者の勤務形態」が「自営」と答えた割合。

(※2)令和2年度社会福祉推進事業「社会的孤立の実態・要因等に関する調査分析等研究事業報告書」(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)において、会話欠如型、受領的サポート欠如型(狭義)、提供的サポート欠如型のいずれかに該当する者の割合。

生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。5

3. 生活困窮者支援のかたち

(1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。

(2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。

(3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。

(4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。

(5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

生活困窮者自立支援制度の概要

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

生活困窮者自立支援制度の概要

H31年度予算:438億円 R2年度予算:487億円

R3年度予算:550億円※重層的支援体制整備事業分を含む

R4年度予算:594億円※重層的支援体制整備事業分を含む

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国906福祉事務所設置自治体で1,371機関(令和3年4月時点)

国費3/4

〈対個人〉

- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

- ・希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費3/4

◇アウトリーチ等の充実

ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化

国費10/10

◆都道府県による市町村支援事業

国費1/2

- ・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

◇企業開拓・マッチング支援

国費10/10

- ・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のため居住の確保が必要な者

◆住居確保給付金の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

国費3/4

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

◆就労準備支援事業

- ・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練
- ※就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化(R2)(就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化(省令改正))(事項)

国費2/3

なお一般就労が困難な者

◆認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

農業分野等との連携強化事業
就労体験や訓練の場の情報収集・マッチングのモデル事業(国事業)

就労に向けた準備が一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

- ・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

- ・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援
- ・地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化(事項)

国費2/3

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計改善支援事業

- ・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む)

国費1/2,2/3

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

- ・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
- ・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等

国費1/2

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

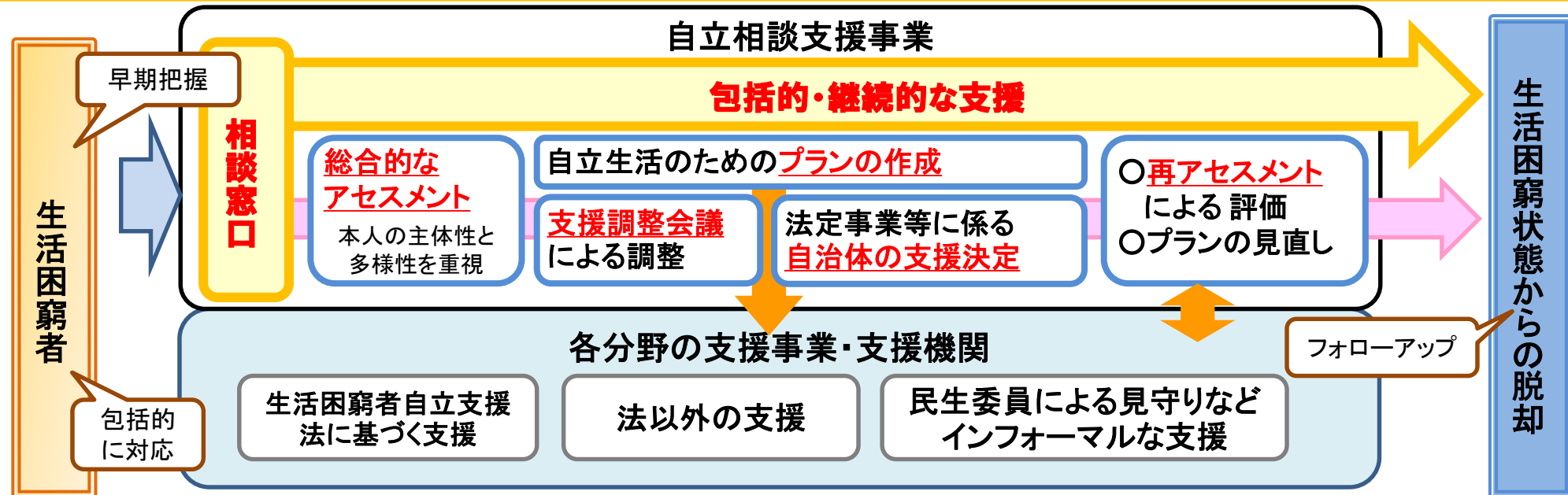
◇就労準備支援事業等の実施体制の整備促進(国費10/10)等

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

自立相談支援事業について

事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

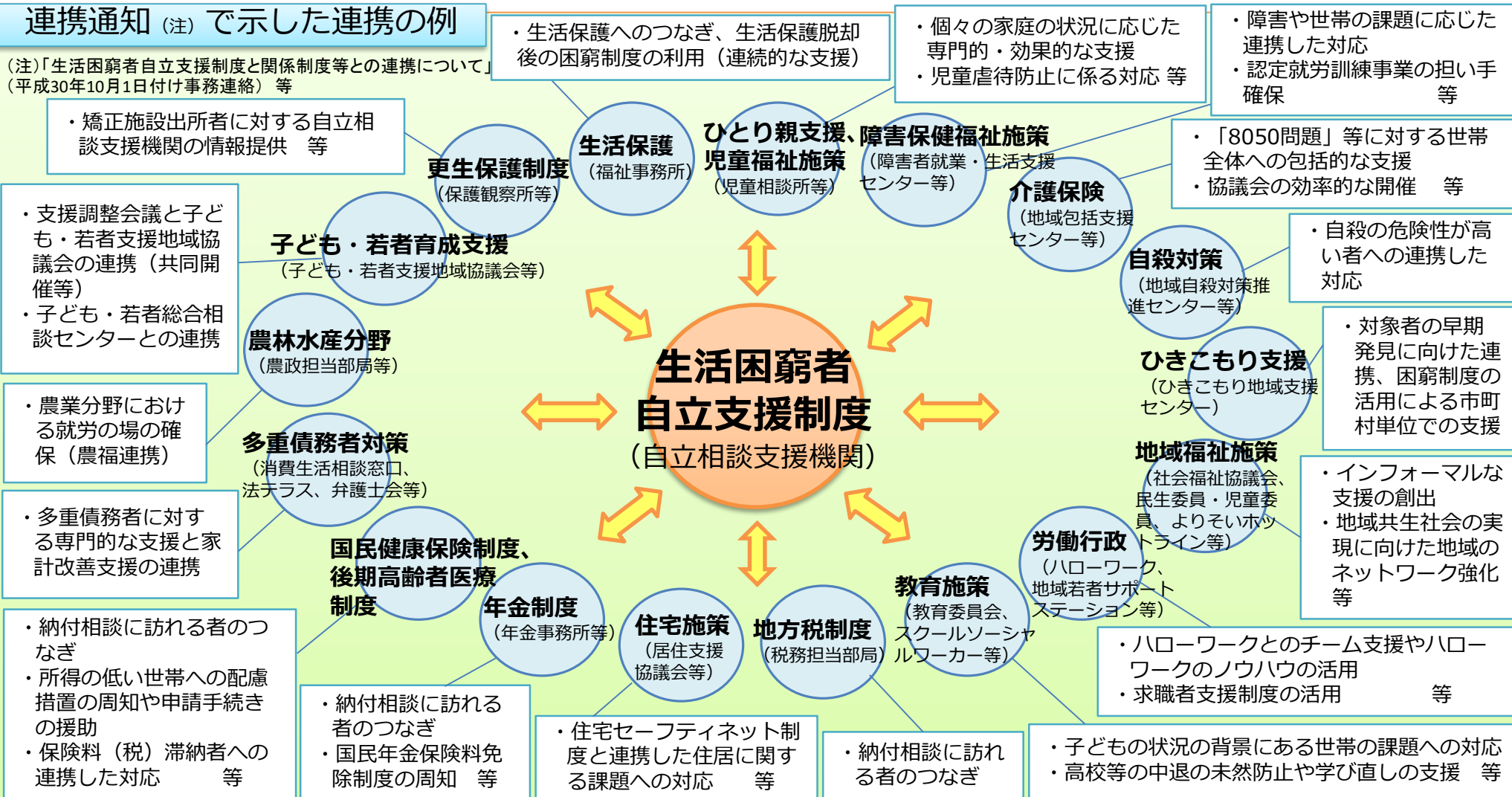
- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要である。また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要である。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要である。

連携通知(注)で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」
(平成30年10月1日付け事務連絡)等



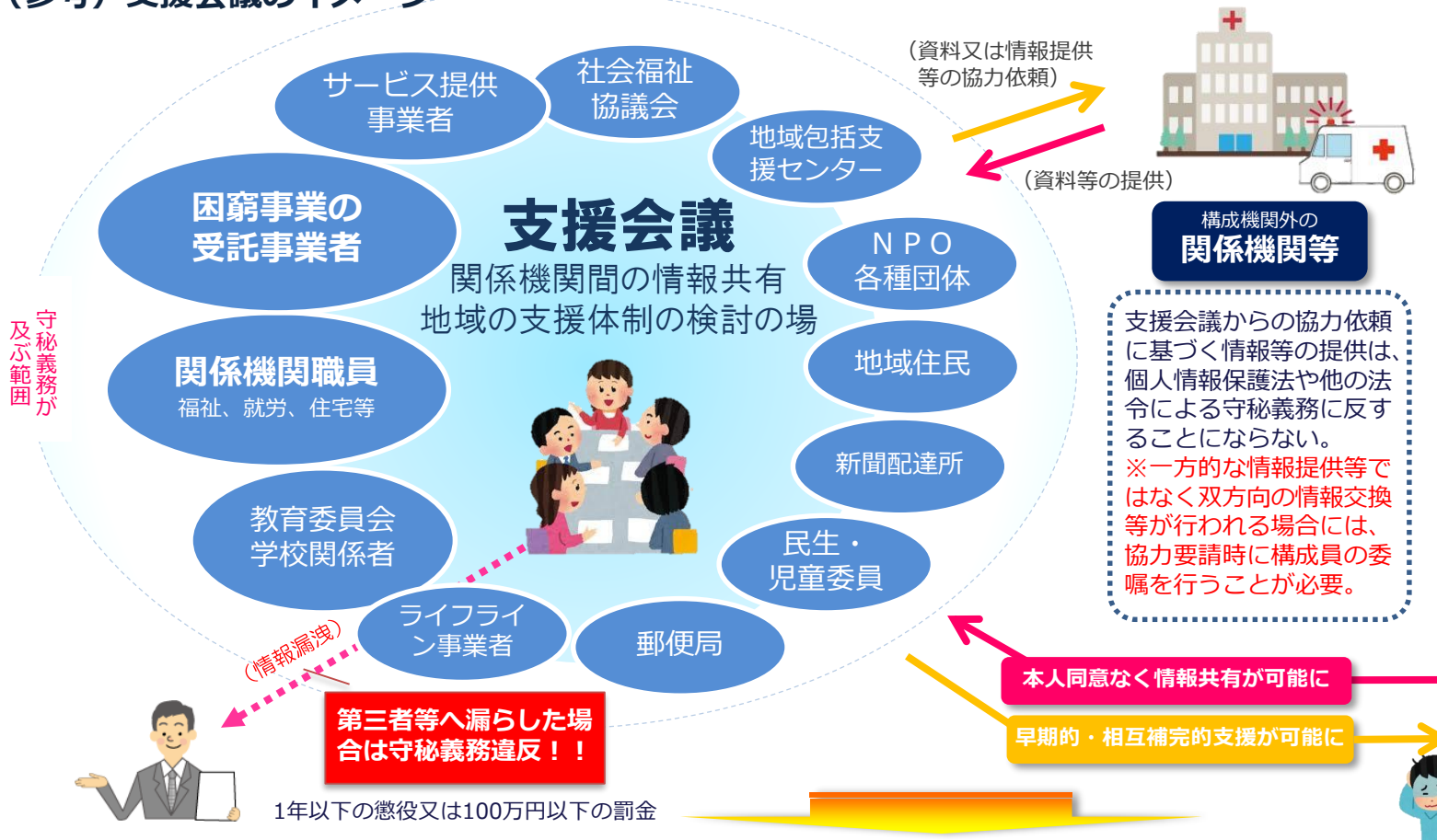
※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。

生活困窮者自立支援法に基づく支援会議の概要

平成30年10月～

- これまでの生活困窮者に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから**情報共有が進まず、深刻な困窮の状態を見過ごしてしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視**されてきた。
- このため、改正法では『**支援会議**』を法定し、**会議体の構成員に対して守秘義務を設け、構成員同士が安心して生活困窮者に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にする仕組み**を新設。

(参考) 支援会議のイメージ



支援会議で取扱う主な事例

- ◆ 本人の同意が得られないために支援調整会議で共有を図ることができず、**支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案**
- ◆ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが**世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案**
- ◆ より適切な支援を行うために、他の関係機関・関係者と情報を共有しておく必要があると考えられる事案

関係機関の狭間で適切な支援が行われないといった事例の発生を防止するとともに、**深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげる重要な一手法となることを期待**

自治体・支援員向けコンサルティング

- 困窮法一部改正法において「都道府県による市町村支援事業」が努力義務化されたことに伴い、都道府県が主体となって管内市町村に支援することとなるが、ノウハウが十分に蓄積されていない都道府県においては、引き続き国としてのサポートが求められ、また、必要に応じて国として市町村へ直接ノウハウの伝達・助言等を行うことも考えられる。
- そのため、**各自治体の抱える困難事例や専門的助言が求められる事項に関し、専門スタッフを派遣しコンサルティングを行う。**また、**全国の支援員が利用できる情報共有サイトを運営**し、支援員同士が情報共有をしたり意見交換できる機会を設ける。

対象経費

◇ 人件費、専門スタッフ派遣に係る旅費・謝金、事務所費用 ◇ 情報共有サイトの開設費用、運用・保守 等

事業内容

- 都道府県・市町村に**専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達や困難ケースへの対応を実施。**
- 全国の支援員がアクセス可能な**情報共有サイトを開設**し、支援員同士が情報共有をしたり意見交換できる機会を設ける。

※事業実施に最適な団体等への委託を想定。

事業イメージ



参考

■ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書 (H29.12.15) (抜粋)

- 自立相談支援事業のあり方としては、相談者を「断らず」、広く受け止めることが必要であり、生活困窮者自立支援法において、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている生活困窮者の定義のもとで、「断らない」支援の実践が目標とされているが、こうした「断らない」相談支援については、今後とも徹底していかなければならない。
- 本制度における相談支援を理念に基づき、具現化するためには、高度な倫理観や相談支援の知識・技術を備えた人材の養成が不可欠であり、「5. 制度の信頼性の確保」の「(1) 生活困窮者自立支援制度の従事者の質の確保」の内容を踏まえ、質の高い相談支援が実現できるよう、国、都道府県、自治体が協働し、人材養成に取り組むことが求められるとの意見があった。
- また、「断らない」相談を継続するために、相談を受け止める相談支援員がバーンアウトしないよう、スーパービジョンやフォローアップ研修等が必要との意見があった。

■ 生活困窮者自立支援法一部改正法案に対する参議院厚生労働委員会附帯決議 (H30.5.31)

- 二、 (略) ・ ・ ・断らない相談を実践するためには十分な支援員等の配置やスキルの向上が必要不可欠であることから、人材確保のための教育・訓練プログラムの拡充を含む体制整備を行うとともに、そのために必要な予算の確保に努めること。
- 八、 (略) ・ ・ ・また、生活困窮者自立支援制度を担う相談員・支援員が安心と誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善を図るとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。

生活困窮者に対する支援の考え方

生活困窮者の状態像

- 自己肯定感の低下
- 自尊感情の消失
- つながりの希薄化
- 他人に助けを求めることが困難
- コミュニケーション能力や意欲の不足

「個」に対する支援

- 「制度の狭間」に陥ることを防ぐ「断らない相談支援」の実施
- 尊厳の確保
- 本人を主体とし、意欲や想いに寄り添った「伴走型支援」
- 積極的なアウトリーチ（早期の支援）

「個」と「地域」に対する支援

- 福祉、教育、住宅などの地域の関係機関、社会資源へのつながり
- 支援のための地域のネットワークづくり

地域における
生活困窮者への
包括的支援体制の
構築

**地域社会の一員として、安心した生活、役割を持ち活躍できるように。
—「支える側」、「支えられる側」を固定化せず、「支え合う」地域を構築—**

新型コロナウイルス感染症の支援現場への影響

支援現場の状況

① 相談件数の増加（令和2年度）

- 新規相談受付件数：約78.6万件（令和元年度の24.9万件の約3.2倍）、
- プラン作成件数：約13.9万件（令和元年度の7.9万件の約1.7倍）

② 特例的な経済支援策

- 緊急小口資金等の特例貸付（令和2年度）：約189.2万件（令和元年度の約1.0万件の約182倍）
- 住居確保給付金の支給件数（令和2年度）：約13.5万件（令和元年度の約4000件の約34倍）
- 生活困窮者自立支援金の支給件数（令和4年2月末時点）：約17.3万件

③ 新たな相談者層の顕在化や相談内容の複雑化

- 個人事業主やフリーランス、外国人、若年層など、これまで相談窓口にあまりつながっていなかった新たな相談者層が顕在化。
- コロナ禍では、3個以上の課題を抱える相談者が半数以上に増加しており、複合的な課題を抱える相談者が増加。



支援現場への主な影響

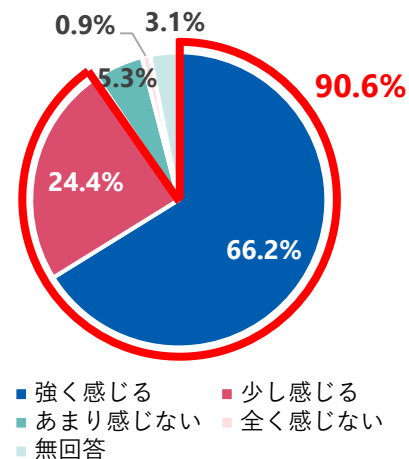
① 伴走型支援の実践が困難

- 従来法が想定していなかった特例的な給付貸付事務に連日対応。
- 令和2年度の調査では、90.6%の自治体が自立相談支援機関における本来業務の実施に負担や困難さを感じ、56.1%の自治体が、継続的な支援につなげていないケースがあると回答した。

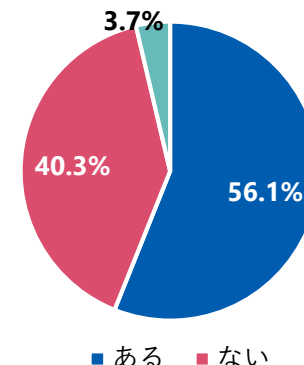
② 労働環境の悪化・人手不足

- 相談員等の時間外労働が過重となっている社協は56.6%。（人口20万人以上の市では76.5%）※1
- コロナ禍に伴う対応強化に向けて、支援員の負担が過大となっている自治体は79.6%、人員配置の充実が必要だが、増員等の予定がなかった（ない）自治体は29.8%。※2

本来業務実施への負担や困難さ



住居確保給付金の申請に係る相談のうち、プランを作成することが適切と考えられたが、継続的な支援につなげていないケース



※1 令和2年11月25日「社協が実施する自立相談支援機関の状況に関する緊急調査報告書」全国社会福祉協議会地域福祉部

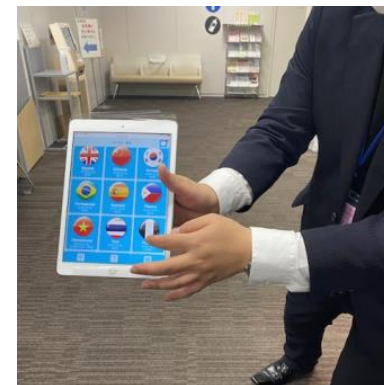
※2 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

新型コロナウイルス感染症の支援現場や国の対応

支援現場における対応

- **相談員等の加配による自立相談支援体制の強化**
 - ・ 相談者の増加に対応するため、35.8%の自治体において、支援員等の加配を実施。※
- **電話・メール・SNS等を活用した相談支援**
 - ・ 感染防止の観点から、対面での面談が難しくなったことから、39.2%の自治体において、電話・メール・SNS等を活用した支援を実施。※
- **個人事業主や外国人など新たな相談者層への支援**
 - ・ 持続化給付金等事業者向けの制度など、他制度も含めたパンフレットを配布。
 - ・ 通訳の配置、多言語対応のための機器購入等により、日本語を話せない外国人への支援を実施。
- **他の支援機関・支援団体との連携強化**
 - ・ 約半数の自治体が生活保護（福祉事務所）やハローワーク、社会福祉協議会、フードバンク活動団体等と新たに連携強化。
 - ・ 59.7%の自治体で社会福祉協議会やNPO法人等と連携した食料支援を実施。※
- **任意事業の活用**
 - ・ 住居を失った生活困窮者に対して、一時生活支援事業により宿泊場所を提供するとともに包括的な支援を実施。
 - ・ コロナ禍の影響により収入が減少した場合や、特例貸付を利用する場合などに、支出の見直しのために家計相談を実施。

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」（北海道総合研究調査会）



国の対応

1. 経済支援策（緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金）
2. 生活困窮者自立支援の機能強化、NPO等民間団体と連携した支援（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金、生活困窮者等支援民間団体活動助成事業）
3. 住まい対策の推進

都道府県の役割及び市町村への支援

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

- 生活困窮者自立支援法においては、都道府県の役割として、郡部福祉事務所の設置者として各事業の実施主体となることのほか、主に以下の3つが定められている。
 - (1) 市等が行う生活困窮者自立支援について、必要な事業が適正・円滑に行われるよう必要な助言、情報提供その他の援助を行うこと(第4条第2項第1号)
 - (2) 都道府県の市等の職員に対する研修等事業(第10条)
 - (3) 認定就労訓練事業所の認定(第16条)
- (2)については、平成30年の改正において、都道府県が行う事業として明確に位置付ける観点から努力義務化した。

1. 法律上の規定

○生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)(抄)

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第四条 (略)

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二 (略)

3～5 (略)

(都道府県の市等の職員に対する研修等事業)

第十条 都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。

- 一 この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業
- 二 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業

2 (略)

第十六条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業(以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

2. 市町村支援として期待されている主な役割

任意事業の実施に向けた働きかけ

広域での共同実施に向けた調整等

人材養成研修等の実施

社会資源の広域的な開拓

市域を越えたネットワークづくり
(支援員向けスーパーバイズを含む)

就労訓練アドバイザーの設置

都道府県が持つ広域行政としてのノウハウ(産業雇用部門、住宅部門等)を生かしたバックアップ

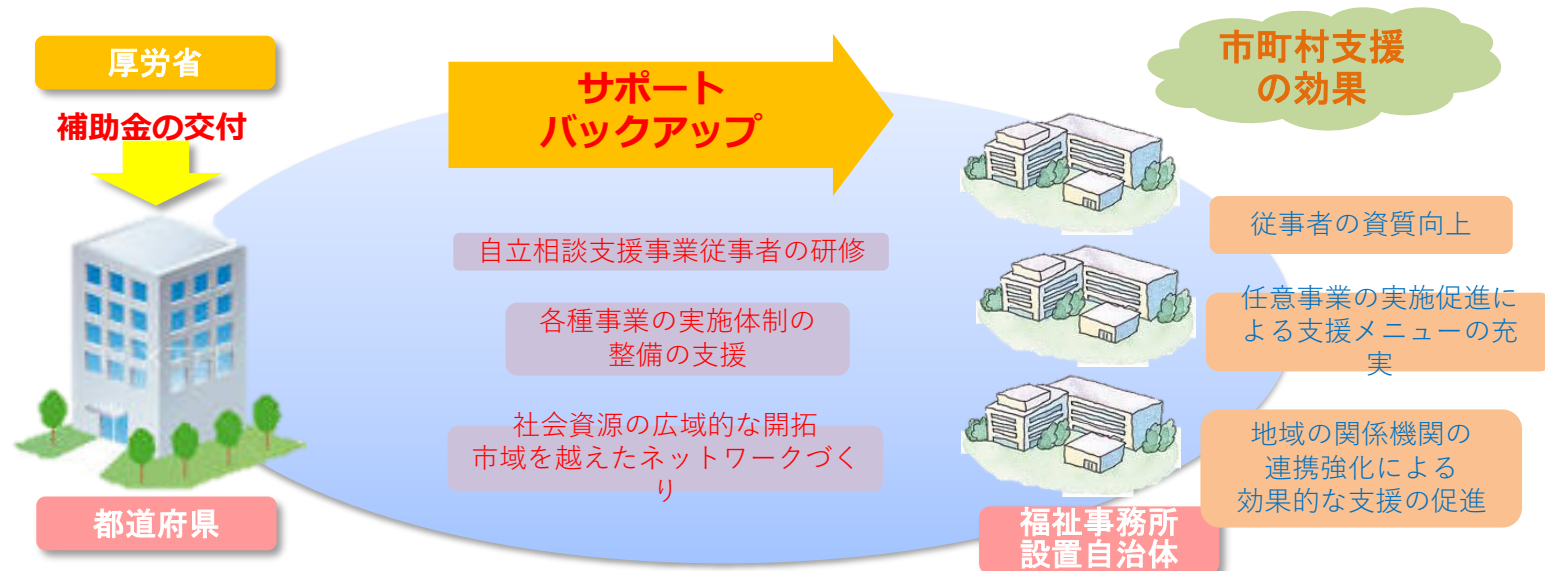
都道府県による市町村支援事業

平成30年10月～

事業の概要

- 都道府県による市町村の支援として、
 - ①市町村の支援従事者に対する人材養成研修の実施
 - ②市町村が行う各種事業への効果的・効率的な手法による実施体制整備への支援
 - ③支援が困難な事例に対し、市域を越えて経験豊富な相談員へ支援手法の相談を行ったり、ケース検討を行う場の構築等の事業を行う。

(参考) 都道府県による市町村支援のイメージ



期待される効果

- 研修実施や市域を越えた相談員のネットワーク構築等により、従事者の資質向上や困難ケースに直面した際のバーンアウト対策が図られる。
- 都道府県主導による任意事業の実施促進により、各市町村で提供される支援メニューが充実。

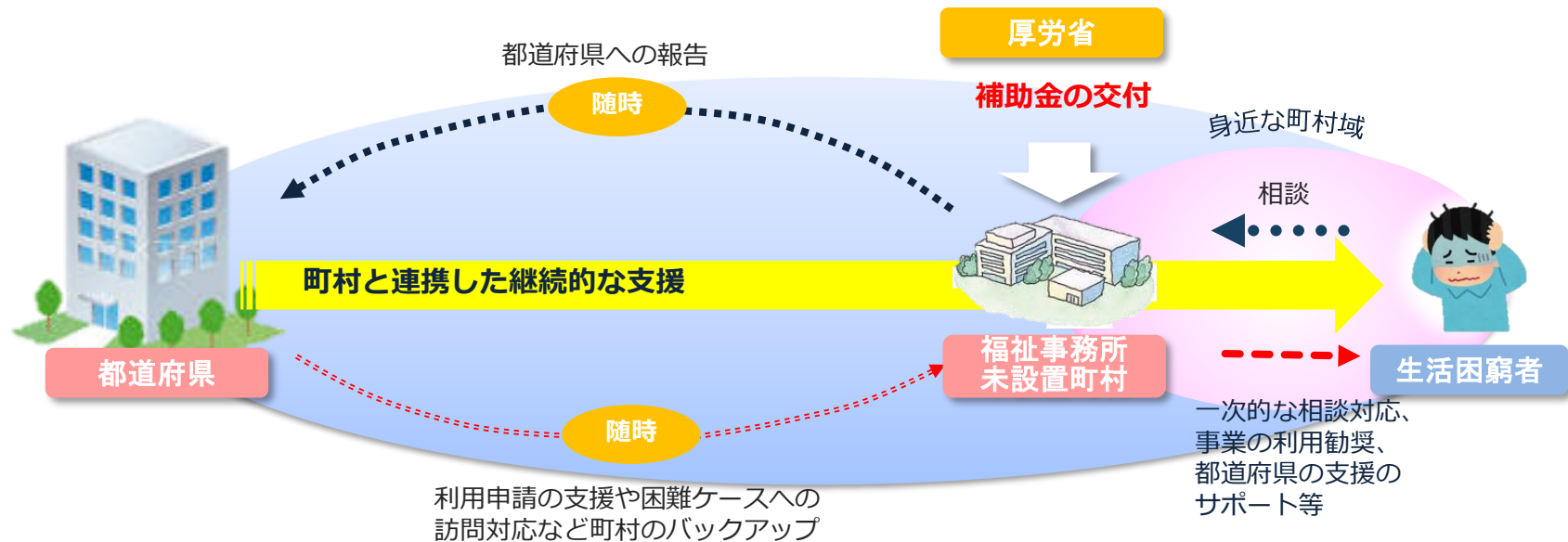
福祉事務所未設置町村による相談の実施

平成30年10月～

事業の概要

- 福祉事務所を設置していない町村部の生活困窮者に対する支援は、都道府県が実施主体として行う仕組みとなっているが、町村が希望する場合には、都道府県のサポートを前提として、町村が生活困窮者からの相談に応じるなど一次的な相談支援を実施。
- 福祉事務所未設置町村は、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、
 - ① 必要な情報の提供及び助言 ② 都道府県との連絡調整 ③ 生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨 ④ その他必要な援助 等の業務を行うことにより、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図る。

(参考) 都道府県と福祉事務所未設置町村との連携イメージ

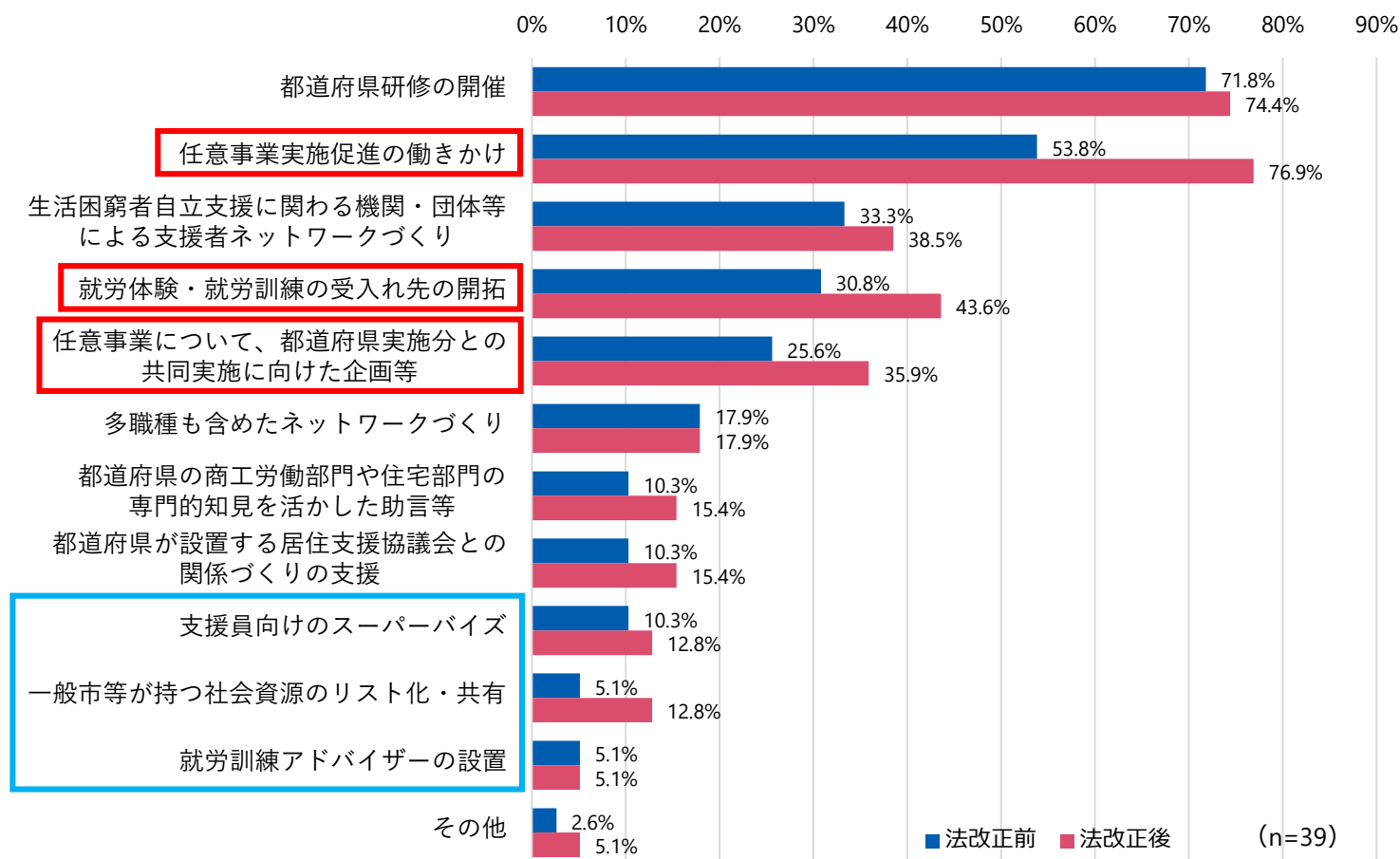


期待される効果

- 福祉事務所を設置していない町村においても、町村内の生活困窮者等の状況を踏まえ、相談窓口を設置することが可能となり、住民の相談の利便性が高まることが期待される。

都道府県による支援の状況

- 平成30年の生活困窮者自立支援法改正前後を比較すると、「都道府県研修の開催」は高い実施率を維持しているほか、「任意事業実施促進の働きかけ」や「就労体験・就労訓練の受入れ先の開拓」、「任意事業について、都道府県実施分との共同実施に向けた企画等」については実施率が大きく上昇した。
- 一方、「支援員向けスーパーバイズ」や「就労訓練アドバイザーの設置」といった技術的な支援や、「一般市等が持つ社会資源のリスト化・共有」は低調となっている。



都道府県による取組事例①（社会資源の開拓）

- 都道府県のなかには、「就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業」を活用し、就労体験や訓練受入先の開拓や県内市町村の広域調整に取り組む事例がみられる。

課題・取組事例

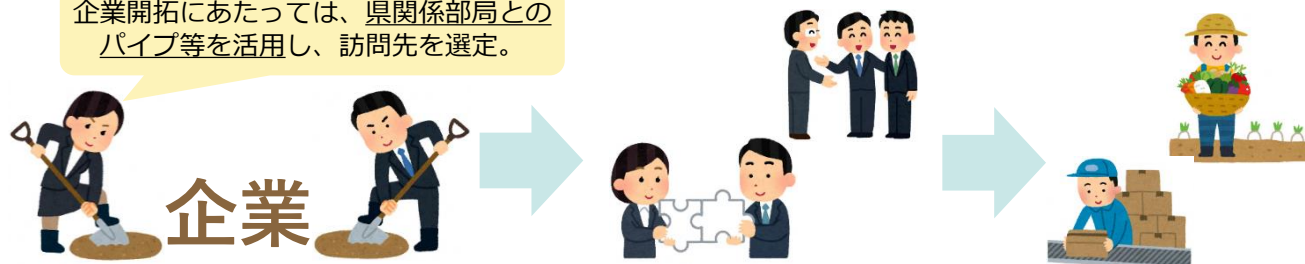
- 就労準備支援事業や認定就労訓練事業としての就労体験や訓練受入先の開拓が進まない。
- 対象のエリアが広く、県内市町村間の移動に時間やコストがかかる。また、市町村間の調整業務に従事させる職員がいない。

岐阜県

企業開拓員による開拓・市町村間調整

- 企業開拓員を2人設置し、就労準備支援事業における就労体験・見学の場を開拓するため、
 - ・ 就労体験や就労訓練等を行う受入先（協力企業・事業所等）の確保・開拓
 - ・ ひきこもり等の長期間就労していない人を積極的に受け入れる方針を示す協力企業等の情報収集
 - ・ 集約した協力企業等の情報を市町村に提供し、希望に応じた企業等とのマッチング
 - ・ 自立相談支援機関、ハローワーク等の関係機関との連携、地域の関係機関・団体とのネットワーク構築などを実施。
- 2人で企業開拓と市町村間調整に係る業務に従事させることで、管内市町村からの問い合わせ等にも対応し、効果的に就労体験・訓練先を開拓・マッチングの効果を促進。
- 相談者のニーズに的確に対応するため、企業開拓員と就労準備支援員との連携を密にし、エリアごとの相談者にワンストップで相談業務から就労体験までを実施している。

企業開拓にあたっては、県関係部局とのパイプ等を活用し、訪問先を選定。



実績（令和2年4月～令和3年10月末）

就労体験・就労体験の受入先への事業所訪問数（電話等含む）	620件
就労体験・就労体験の受入先の開拓事業所数	164件
協力企業と市町村や利用者とのマッチング数	15件

都道府県による取組事例②（支援員を支えるネットワークづくり）

静岡県・自立相談支援員を支えるネットワーク構築事業（静岡市清水医師会への委託）

○ 目的

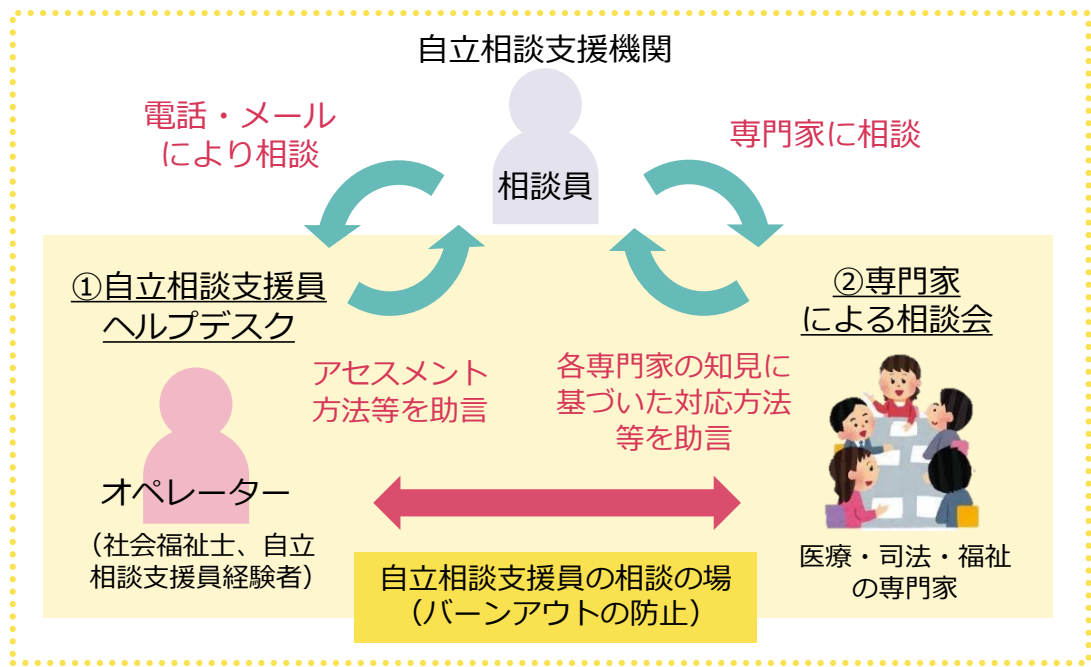
自立相談支援員等の「燃え尽き症候群（バーンアウト）」を防ぐため、支援員等を支える相談・助言体制を構築する。

○ 支援対象者

県内の自立相談支援事業に従事する主任相談支援員、相談支援員、就労支援員等（任意事業の従事者も含む。）

○ 支援員の問題

- ① 相談内容・方法に悩んだ時に相談できる仕組みがない。
- ② 多機関連携（法律・医療・福祉等）ができず、十分な支援ができない。



その他の事例

- 管内区市の自立相談支援機関を対象に「支援者専用相談ライン」を設置し、支援員からの電話相談に対応。支援手法への助言や社会資源の情報提供等の従事者支援を行っている。【東京都】
- 管内の自治体における困難事例に対して、助言・支援・サポート（支援調整会議への出席、相談者との面談の同席、ケース相談、ケース以外の助言等）を実施している。【京都府】
- 自立相談支援機関が抱えている具体的な困難事例について、電話・訪問による相談対応を実施したり、各機関での支援の実施状況や課題等の共有・意見交換を行う生活困窮者自立支援推進会議を開催している（毎年1回程度、圏域ごとに開催）。【鳥取県】

生活困窮者自立支援制度における都道府県の役割の整理（イメージ）

- 生活困窮者自立支援制度における都道府県の役割については、平成28年の論点整理検討会において、主に基礎自治体が行う支援に伴走するという視点の位置づけが必要との論点提示がなされ、都道府県においては、任意事業の実施に向けた働きかけや広域での共同実施に向けた調整などに取り組んでいるところ。
- こうした中、行政と支援者とのネットワークづくりはもとより、各地で支援者同士のネットワーク構築も進んでおり、行政だけでは対応できないきめ細やかな支援を提供しているケースも見られる。

【現行の整理】 都道府県の役割 （具体的な取組として期待しているもの）

- 任意事業の実施に向けた働きかけ
- 広域での共同実施に向けた調整
- 人材養成研修の実施
- 社会資源の広域的な開拓
- 市域を越えたネットワークづくり（支援員向けスーパーバイズを含む）
- 就労訓練アドバイザーの設置
- 基礎自治体の就労支援のバックアップ
（産業雇用部門のノウハウや都道府県単位の各種団体のネットワークづくり）

①行政が取り組みやすいと考えられる取組 （行政が主体となって実施しやすいもの）

- 任意事業の実施に向けた働きかけ
- 広域での共同実施に向けた調整
- 人材養成研修の実施
- 就労訓練アドバイザーの設置
- 基礎自治体の就労支援のバックアップ
（産業雇用部門のノウハウの活用）

②行政だけで対応することが難しいと考えられる取組 （支援者団体と密に連携が必要と考えられるもの）

- 社会資源の広域的な開拓
- 市域を越えたネットワークづくり（支援員向けスーパーバイズを含む）
- 基礎自治体の就労支援のバックアップ 等

支援者同士の連携等について

- 生活困窮者自立支援に関わる機関・団体等による支援者ネットワークが各地で発足しており、主に都道府県域で、情報共有や相談員同士のネットワークづくり、社会資源の共有等の多様な取組が進んでいる。

広域的な支援者ネットワーク（例）

- ※ 都道府県研修を通じて事例検討等を行っている例は省略。
- ※ 令和4年1月現在、厚生労働省において把握しているものを掲載。

（凡例）

- ◎：分野を特定しない支援者ネットワーク
- ：自立相談支援機関のネットワーク
- ：就労支援のネットワーク



1. 概況について

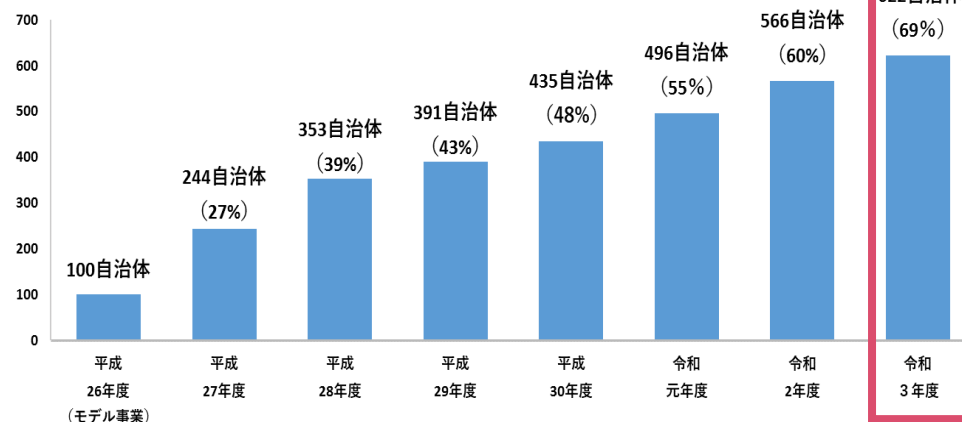
- 令和3年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して徐々に増加している。
- 就労準備支援事業、家計改善支援事業の実施率は令和3年度において約7割となっている。

(1) 任意事業の実施状況推移

(n=906)

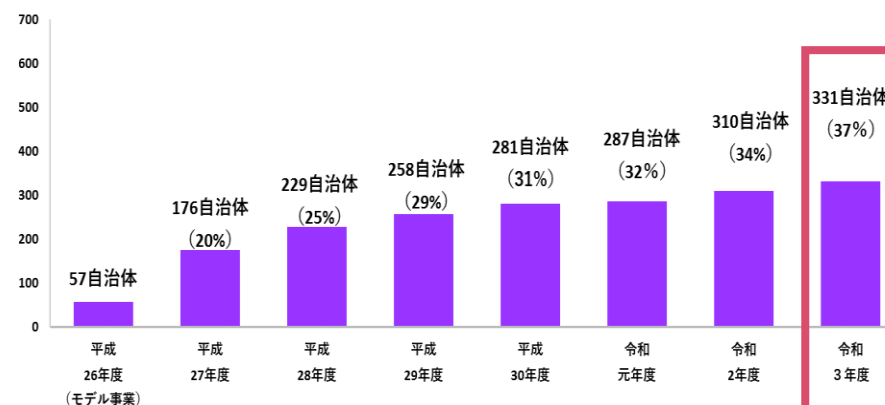
就労準備支援事業

(自治体数)



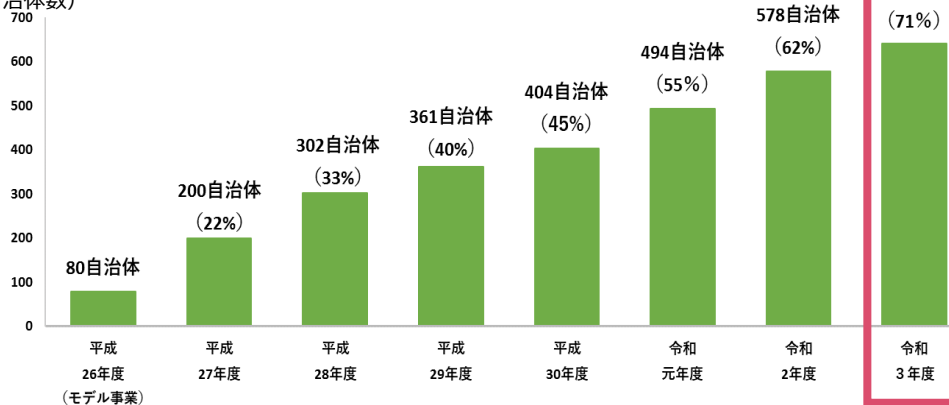
一時生活支援事業

(自治体数)



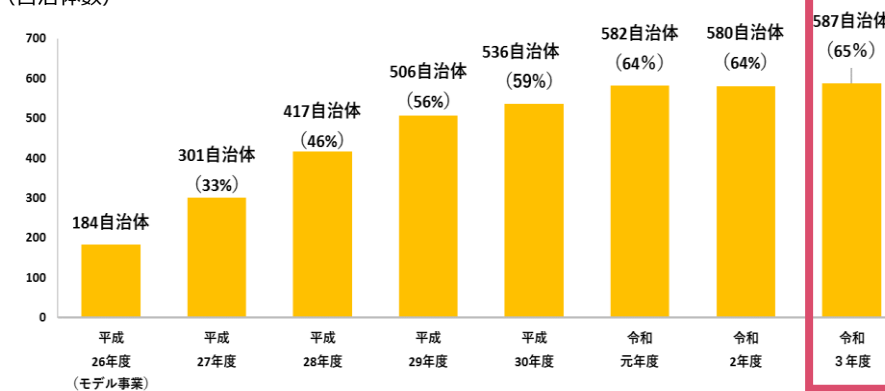
家計改善支援事業

(自治体数)



子どもの学習・生活支援事業

(自治体数)

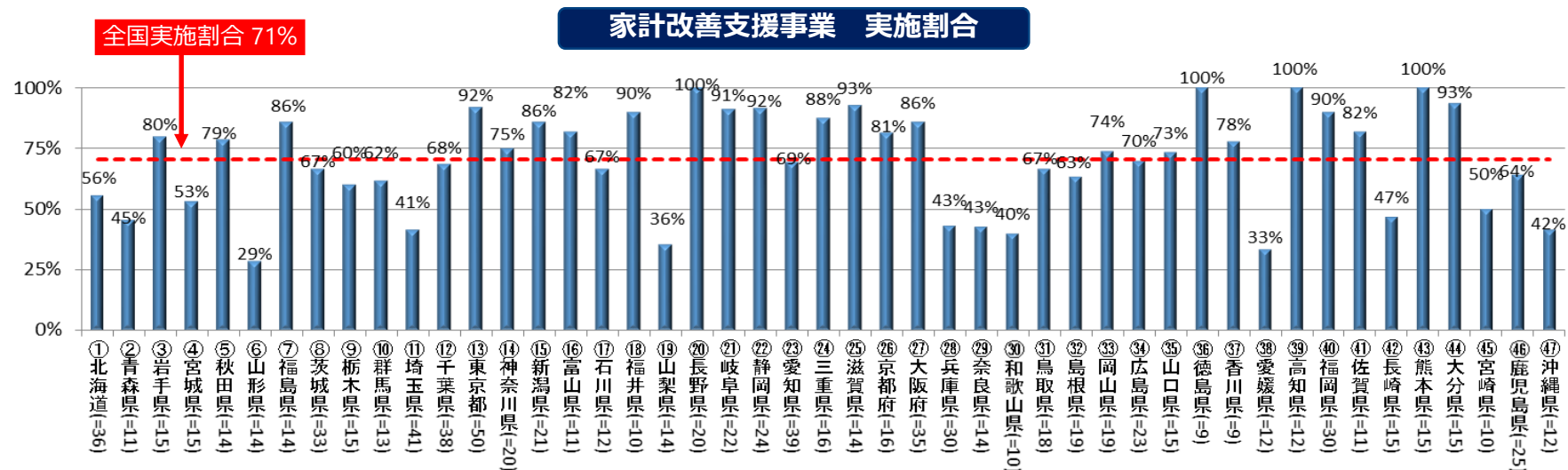
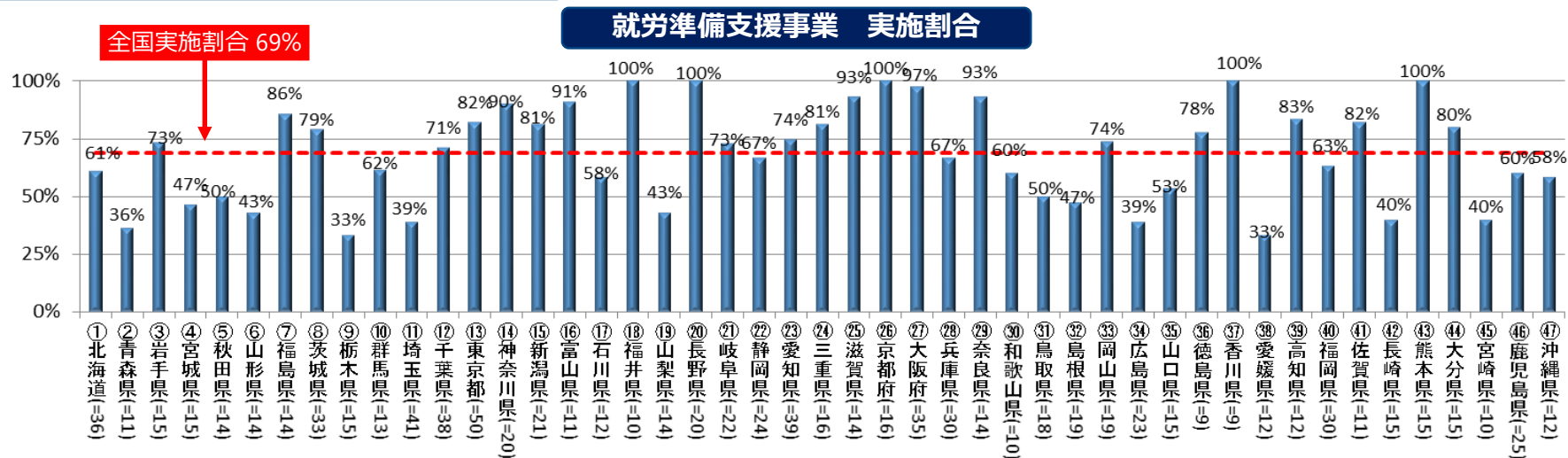


1. 概況について

- 令和3年度における全国の実施割合は、それぞれ、就労準備支援事業は69%、家計改善支援事業は71%、一時生活支援事業は37%、子どもの学習・生活支援事業は65%となっている。都道府県別の状況を見ると、以下のとおり。

(2) 任意事業の都道府県別の実施割合

(n=906)

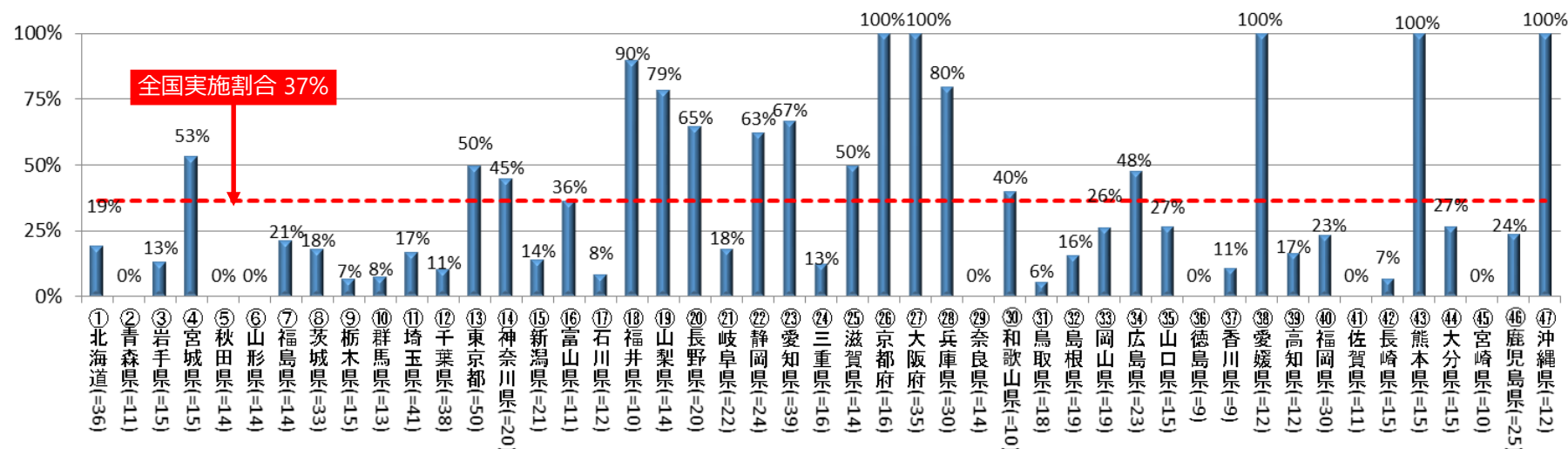


1. 概況について

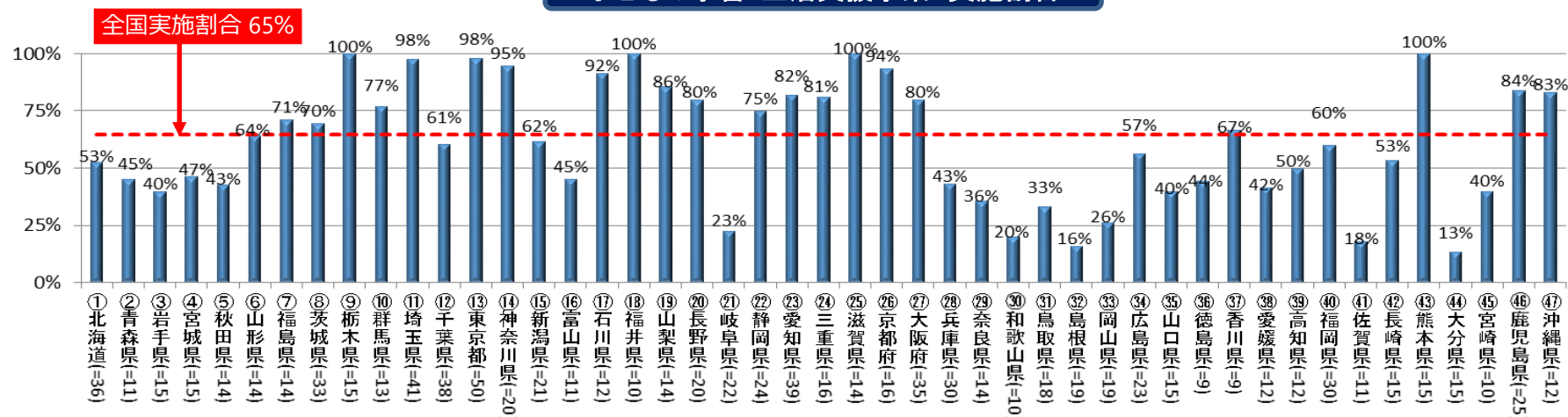
(2) 任意事業の都道府県別の実施割合

(n=906)

一時生活支援事業 実施割合



子どもの学習・生活支援事業 実施割合



任意事業の推進(任意事業の全国実施に向けた方策)

- 単独自治体での実施困難な場合、①周辺自治体との共同実施**や**②都道府県主導による広域での実施**。
- 特に、**就労準備支援事業及び家計改善支援事業**は、自立相談支援事業と併せて**一体的実施を促進**。
 - ※**家計改善支援事業**・・・両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合、家計改善支援事業の**補助率を引き上げ(1/2→2/3)**。
 - ※**就労準備支援事業**・・・生活困窮者の利用促進につながるような**インセンティブを補助**の仕組み。
- 就労準備支援事業等の未実施自治体の多い都道府県等の支援(自治体コンサルタント等)。

○周辺自治体との共同での事業実施

就労準備支援事業

- 近隣3市で就労自立段階の者に対する就労体験を共同で実施。事務局は3市で持ち回りとしており、体験先の開拓や参加者の募集、支援員による体験先事業所への同行等を行っている。体験先事業所は各市に所在しており、遠方で通えない者への送迎も実施。(兵庫県加西市、加東市、西脇市の取組事例)

子どもの学習支援事業

- 近隣5市が共同して、学習教室や就労体験等の相互利用を実施。相互利用により教室開催日数、場所の確保や利用者への複数の選択肢の提供というメリットが生まれている。(埼玉県越谷市)

○都道府県主導による広域での事業実施

就労準備支援事業

- 県が中心となり、県内3市と共に(公財)沖縄県労働者福祉基金協会に委託して共同で実施。沖縄本島に3つの拠点を設置。県がまとめて委託契約を行い、各自治体はあらかじめ協議のうえで決定した負担額に応じた利用定員の範囲内で事業を利用している。(沖縄県)

家計相談支援事業

- 全県的に実施する必要があるという考え方のもと、県内各市に対して共同実施を提案。(9市で実施)県内に2箇所の拠点を設け、各自治体へ週2回程度の出張相談を行っている。(熊本県)

4

人材養成研修

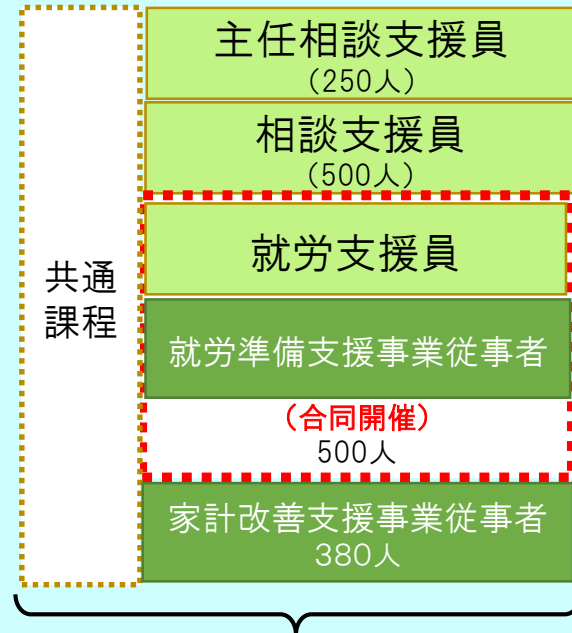
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

修了証要件を満たすための研修における国・都道府県の役割分担について

【 国の役割 】



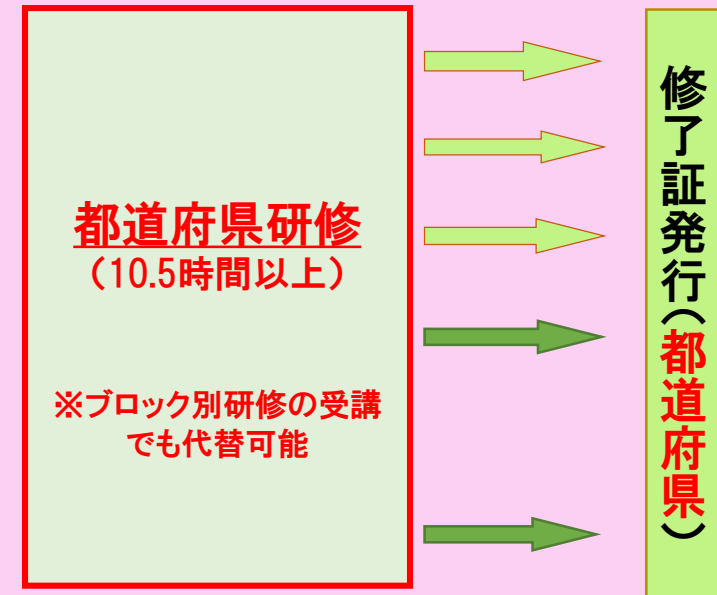
各 17.5時間程度

都道府県研修に係る担当者研修
【前期・後期】
(各150人:12時間程度)

テーマ別研修
【孤独・孤立、子ども・若者支援】
(各250人:12時間程度)

生活困窮者自立支援制度の体制整備に
向けた自治体担当者研修
(250人:6時間程度)

【 都道府県の役割 】



※ 就労準備支援事業従事者・家計改善支援事業従事者においては、
都道府県研修参加は修了証発行要件ではないが、
自立相談支援員と連携を強化するためにも参加することが望ましい。

※ この他、国研修を受講できなかった新任者等を対象とした
基礎研修も実施されたい。

【参考】

令和4年11月に「第9回生活困窮者自立支援全国研究交流大会」（一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク主催）が実施予定のため、積極的に参加されたい。

令和4年度の生活困窮者自立支援制度 各研修の位置づけ

国研修（前期研修）の位置づけ

- 対象者
これまでの国研修と同じく、支援員（自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業）に着任した初任者を対象とする。
- 研修内容
初任者向けの基礎的な研修と位置づけ、制度の理念や支援員の基本姿勢や役割などを伝える。



修了証要件を満たすための都道府県研修（後期研修）の位置づけ

- 対象者
原則として、国研修（前期研修）を修了した者が対象
なお、近隣自治体同士のネットワークや情報共有を目的の1つとしていることから、現任者や生活困窮者支援以外の支援員（生活保護、障害、介護、地域共生等）、自治体職員と一緒に研修を開催したり、既存の他分野の研修と合同で実施することも望ましい。
- 研修内容
実践的な学びを深め、近隣自治体同士の交流を深めることを目的とする。

*** 前期研修と後期研修の両方を受講した場合に修了証を発行。**

従来型の任意実施の都道府県主催研修の位置づけ

- 対象者
 - ・ 研修内容に応じて都道府県が自由に設定可能。
- 研修内容
 - ・ 新任者研修、経験者フォローアップ研修など。

⇒ 令和4年度以降も、各都道府県独自の研修として、引き続き実施されたい。

地域共生社会の推進

5

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

＜人口減による担い手の不足＞

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

地域共生社会の実現

○地域住民が抱える課題が**複雑化・複合化(8050世帯、ダブルケア等)**。

▼高齢、子ども、障害等の属性別の従来の支援体制→**複合課題や狭間のニーズへの対応が困難**。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動き

→各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

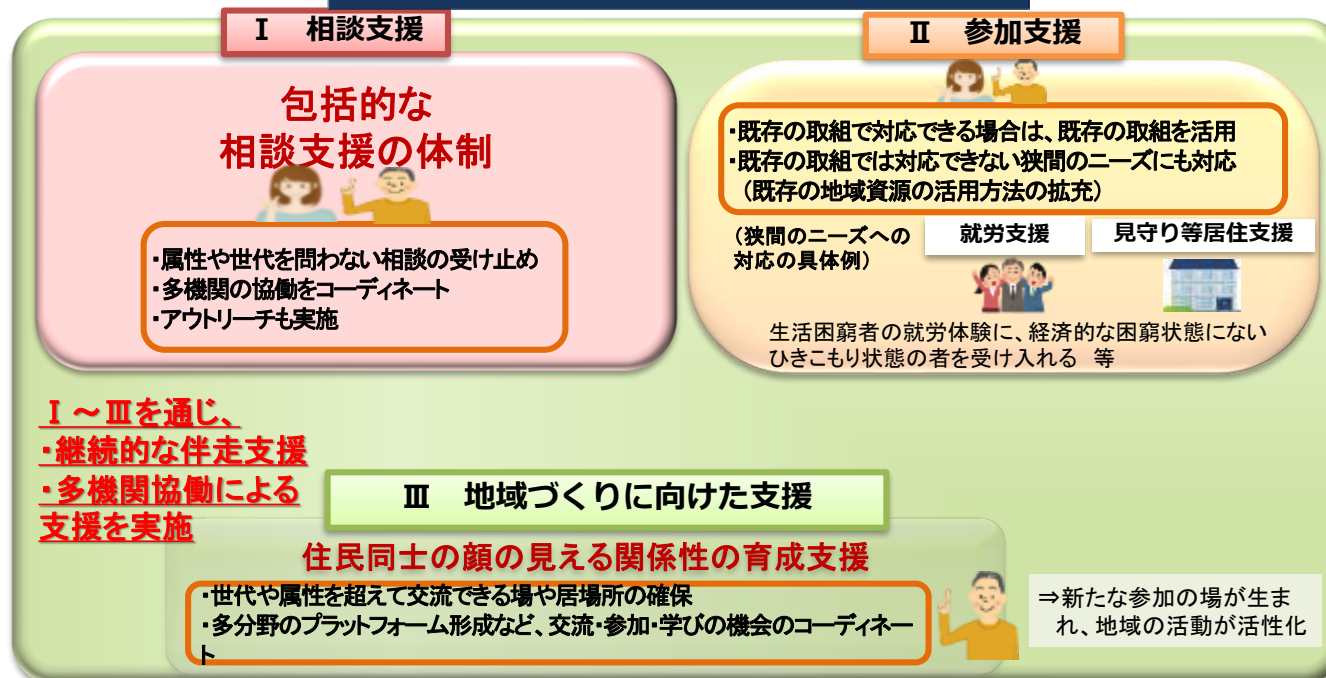
社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。

○新たな事業は実施を希望する**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

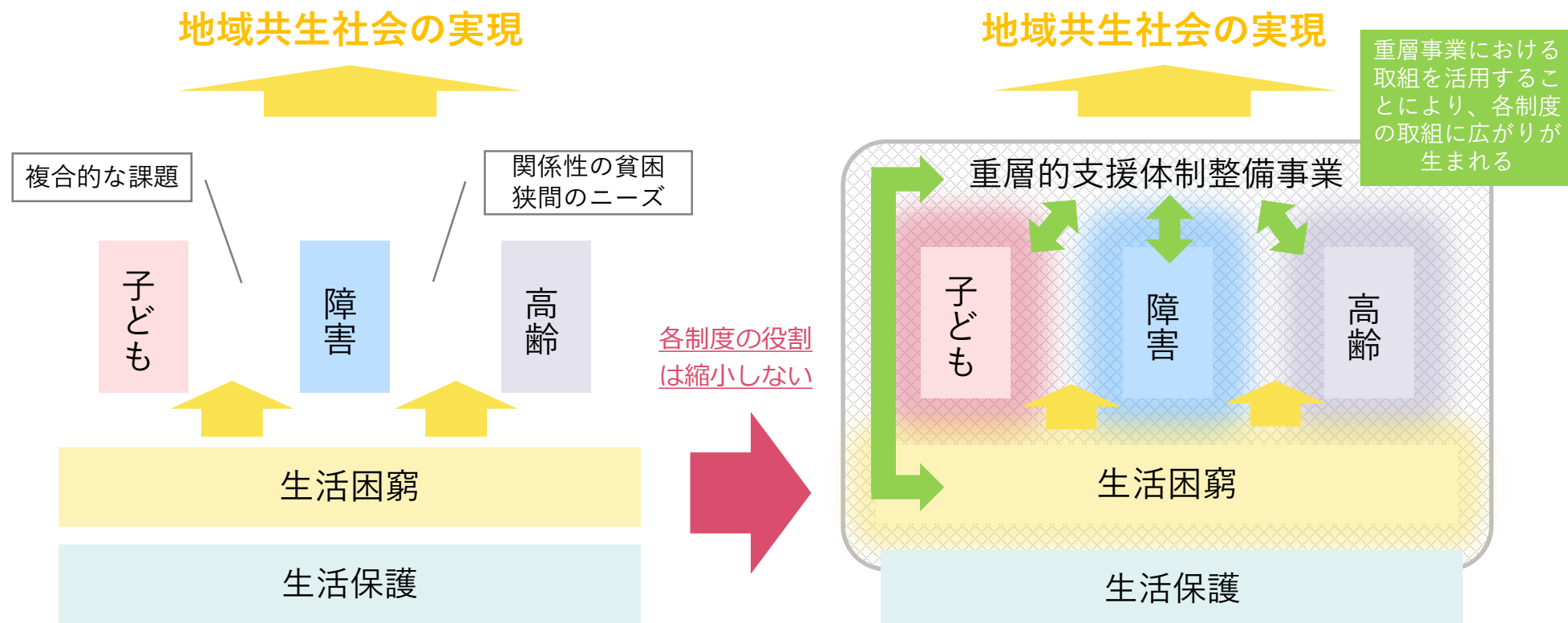
○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

重層的支援体制整備事業(R3.4～)



生活困窮者自立支援制度との関係性

- 地域共生社会は、生活困窮者自立支援制度の考え方を他の福祉分野や政策領域にも広げ、共通理念化したものであることから、生活困窮者自立支援制度は、重層事業の中核となる重要な制度である。
- 重層事業は、一体的実施の対象とされた各事業の機能を代替するものではなく、従来のどの制度でも対応が難しい地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、制度間の連携を容易にすることにより、市町村における包括的な支援体制を整備するものである。
- 他方で、重層事業における参加支援事業や地域づくり事業等の取組を活用することにより、生活困窮者自立支援制度としても各事業の取組や支援方法等に広がりが生まれる。



観光業（市主幹産業）などと連携した地域共生社会づくり（三重県鳥羽市）

自治体概要

人口 17,709人

面積 107.34km²

高齢化率 39.5%

※2021年8月31日現在



- 福祉分野における体制整備として、「保健福祉センターひだまり」を中心とした相談支援体制の構築、複合化・複雑化した課題に対応するための「地域共生ケース会議（福祉分野以外も含めた関係機関との連携会議）」を実施。
- 「まるごと相談」や、「まちトーク」などを通じて、潜在的ニーズの吸い上げや、地域づくりを実施。
- また、「地域共生社会」を福祉分野だけでなく、市全体の命題として捉え、**全庁的な取組を実施**。
- 特に、**主要産業の一つである観光業**における労働力確保に着目し、困窮者、シニア層、子育て世代など**あらゆる属性・年代の住民が幅広く活躍できるような事業を展開**。

重層的支援体制整備事業

◎既存の検討体制を活用した多機関連携の強化

- 「保健福祉センターひだまり」を中心に、高齢、障害、児童、生活困窮などの各機関が相談を受け止め、複雑・複合的なケースについては、「**地域共生ケース会議**」において、情報共有や、課題・目標・担当の設定、プランの作成・評価を実施。
- 個別ケースから蓄積された地域課題を検討するため、観光、農水商工、教育分野など様々な分野と連携を行う「**地域共生政策会議**」の設置
※従前モデル事業で実施してきた上記2会議を重層事業の「支援会議」及び「重層的支援会議」として位置づけ、**多機関協働事業**として実施

◎潜在的ニーズの吸い上げのためのつながりの強化や地域課題の把握・居場所づくり

- 保健福祉センターひだまりで相談を受けるだけでなく、地域サロンや移動販売の場などにアウトリーチ（「**まるごと相談**」）し、住民の困りごとなどの吸い上げ。
- 自治会・町内会にアウトリーチし、住民が地域課題などについて話し合う場（「**まちトーク**」）を構築。そこで話し合った地域の良いところ・課題などをまとめた「**まちのカルテ**」を作成。
※**アウトリーチ等継続支援事業、地域づくりに向けた支援**として実施

《「まちのカルテ」の例》



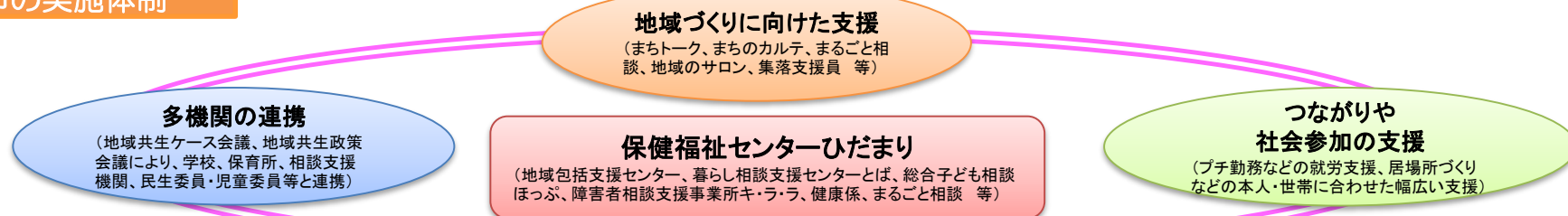
◎出口支援の強化と観光業などと連携した就労支援

- ひきこもりなど、「地域共生ケース会議」などで出た既存制度では支援につなぐことが困難なケースに対応するため、（障がい事業所や、観光業・水産業の他、地域の居場所（お寺、サロン）など）**様々な企業や団体などへ訪問及び協力を依頼し、就労のみならず居場所づくりなど、本人・世帯に合わせた幅広い出口支援を強化**。 ※**参加支援事業（「事業所名：さんぽみち」）**として実施
- 観光、農水商工、企画財政、教育委員会、観光協会など福祉以外の分野とも連携し、観光業などにおける労働力確保と生活困窮者の自立支援を一体的に検討。困窮者だけでなくシニア層や子育て世代などあらゆる属性・年代の方が働きやすいよう、**労働時間や業務の難易度に応じた細分化による「プチ勤務」を支援。（とばびと活躍プロジェクト）** ※**参加支援事業**とも連携

《「プチ勤務」カタログ》



市の実施体制



令和4年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R3.11時点）

北海道	旭川市	千葉県	木更津市	三重県	伊勢市	島根県	松江市
	七飯町		松戸市		桑名市		大田市
	妹背牛町		柏市		名張市		美郷町
	鷹栖町		市原市		亀山市	岡山県	岡山市
	津別町		墨田区		鳥羽市		美作市
	音更町		世田谷区		いなべ市	広島県	呉市
	広尾町		中野区		志摩市		東広島市
青森県	鯉ヶ沢町	東京都	八王子市		伊賀市		廿日市市
岩手県	盛岡市		立川市	滋賀県	御浜町	山口県	宇部市
	遠野市		狛江市		長浜市		長門市
	矢巾町		西東京市		守山市	香川県	高松市
	岩泉町		鎌倉市		甲賀市		さぬき市
秋田県	能代市	神奈川県	茅ヶ崎市		野洲市	愛媛県	宇和島市
	大館市		逗子市		高島市	高知県	高知市
	湯沢市	富山県	富山市		米原市		中土佐町
	由利本荘市		氷見市	大阪府	竜王町	福岡県	大牟田市
山形県	山形市	石川県	金沢市		豊中市		久留米市
福島県	福島市		小松市		枚方市		八女市
	須賀川市	福井県	越前市		高石市		糸島市
茨城県	古河市		坂井市		東大阪市	佐賀県	岡垣町
	東海村	山梨県	甲州市		大阪狭山市		佐賀市
栃木県	栃木市		飯田市	兵庫県	阪南市	熊本県	大津町
	市貝町	長野県	伊那市		太子町		中津市
	野木町		岐阜市		姫路市	大分県	津久見市
群馬県	太田市		関市		尼崎市		竹田市
	みどり市	静岡県	函南町		芦屋市		杵築市
	上野村		岡崎市	奈良県	加東市	宮崎県	都城市
	玉村町	愛知県	春日井市		三郷町		日向市
埼玉県	川越市		豊田市	和歌山県	川上村		三股町
	狭山市		稲沢市		和歌山市	※134自治体	
	草加市		東海市	鳥取県	鳥取市		うちR3重層事業 42自治体
	越谷市		大府市		米子市		うちR3移行準備事業 78自治体
	桶川市		知多市		智頭町		うちモデル事業実施 99自治体
	ふじみ野市		豊明市		北栄町		
	鳩山町		長久手市				
			東浦町				

令和4年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施予定自治体（R3.11時点）

北海道	釧路市	埼玉県	さいたま市	石川県	輪島市	愛知県	名古屋市	鳥取県	倉吉市	熊本県	熊本市
	京極町		川口市		白山市		豊橋市		八頭町		山鹿市
	東川町		行田市		能美市		一宮市		湯梨浜町		菊池市
	斜里町		鴻巣市		野々市市		半田市		琴浦町		天草市
青森県	厚真町	千葉県	北本市	福井県	福井市	三重県	豊川市	島根県	出雲市	大分県	合志市
	平内町		吉川市		敦賀市		蒲郡市		吉賀町		菊陽町
	今別町		白岡市		鯖江市		犬山市	岡山県	笠岡市		西原村
	蓬田村		川島町		あわら市		小牧市		総社市		御船町
宮城県	外ヶ浜町	東京都	野田市	山梨県	美浜町	滋賀県	阿久比町	広島県	新見市	宮崎県	益城町
	西目屋村		浦安市		山梨市		武豊町		西栗倉村		大分市
	藤崎町		中央区	長野県	南アルプス市		松阪市		広島市		由布市
	大鰐町		品川区		長野市	京都府	鈴鹿市		竹原市		九重町
秋田県	田舎館村	東京都	目黒区		岡谷市		紀宝町	山口県	尾道市	鹿児島県	延岡市
	板柳町		大田区		駒ヶ根市		彦根市		福山市		小林市
	仙台市		杉並区	岐阜県	飯山市		近江八幡市	徳島県	大竹市		高鍋町
	涌谷町		豊島区		小海町	大阪府	栗東市		府中町		都農町
山形県	鹿角市	東京都	江戸川区		下諏訪町		湖南市	愛媛県	坂町		門川町
	大仙市		三鷹市	静岡県	富士見町		東近江市		下関市	沖縄県	美郷町
	井川町		青梅市		原村	兵庫県	豊郷町	高知県	山口市		高千穂町
	大潟村		調布市		飯島町		亀岡市		美祢市		鹿児島市
福島県	鶴岡市	神奈川県	町田市	静岡県	中川村		長岡京市	福岡県	小松島市		鹿屋市
	天童市		小金井市		泰阜村	奈良県	精華町		丸亀市		霧島市
	遊佐町		小平市		飯綱町		大阪市	佐賀県	四国中央市		志布志市
	いわき市		日野市	新潟県	大垣市		堺市		愛南町		中種子町
茨城県	川俣町	神奈川県	国分寺市		恵那市	兵庫県	八尾市	福岡県	四万十市		大和村
	檜葉町		国立市		美濃加茂市		河内長野市		本山町		宇検村
	土浦市		多摩市	静岡県	坂祝町		熊取町	福岡県	いの町		和泊町
	那珂市		相模原市		静岡市	奈良県	千早赤阪村		黒潮町		知名町
栃木県	小山市	神奈川県	藤沢市		浜松市		明石市	福岡県	福岡市	※229自治体 うちR3移行準備事業 146自治体 うちモデル事業実施 114自治体	糸満市
	那須塩原市		小田原市		熱海市		伊丹市		大川市		沖縄市
	さくら市		秦野市		藤枝市		西脇市		小都市		
	那須烏山市		厚木市		御殿場市		川西市		宗像市		
群馬県	千生町	新潟県	新潟市	静岡県	伊豆市	奈良県	小野市	福岡県	古賀市		
	高根沢町		三条市		小山町		たつの市		うきは市		
	那珂川町		柏崎市		吉田町		奈良市		大刀洗町		
	沼田町		見附市				桜井市		大木町		
群馬県	高山村	富山県	村上市	静岡県		奈良県	宇陀市	佐賀県	上峰町		
	みなかみ町		関川村				田原本町	長崎県	長崎市		
	明和町		高岡市				高取町		五島市		
	千代田町						明日香村		西海市		
群馬県	大泉町	富山県				奈良県	王寺町		佐々町		
							吉野町				
							大淀町				



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

ご清聴ありがとうございました